

# 年度経営計画の評価

平成24年度

宮崎県信用保証協会

## I 24年度計画の自己評価

### 1. 業務環境

#### (1) 地域経済及び中小企業の動向

宮崎県の景気は、「宮崎県内経済情勢報告」（宮崎財務事務所、平成25年4月報告）によると、『県内経済は、足踏み状態が続いている。なお、足下では、企業から景況感について明るい声も聞かれている。先行きについては、経済対策の効果などにより景気回復へ向かうことが期待される。ただし、海外経済や雇用情勢などに注視していく必要がある。』となっている。

企業の景況感を法人企業景気予測調査（25年1－3月調査）でみると、現状の景況判断BSIは、前期（24年10－12月期）に比べ、製造業では「下降」超幅が縮小し、非製造業では「下降」超幅が拡大しており、全産業では「下降」超幅が縮小している。先行き（全産業）については、「上昇」超に転じたのち、「上昇」、「下降」同数となる見通しとなっている。

#### (2) 中小企業向け融資の動向及び保証の動向

県内主要金融機関である宮崎銀行及び宮崎太陽銀行の中小企業等貸出は、平成25年3月末の前年同月比では、それぞれ104.7%、102.6%と増加しているも、保証の動向は、中小企業向け貸出金利が低下している中、金利に保証料が付加される協会保証付き融資はコスト高となり、また、返済緩和先の増加に伴う新たな資金需要低下で、保証承諾額は、38,440百万円（前年比94.0%）、保証債務残高は、112,804百万円（前年比90.1%）と減少した。

#### (3) 県内中小企業の資金繰り状況

保証付融資の条件変更の状況で見ると、件数2,965件（前年比99.4%）金額39,796百万円（前年比101.4%）と中小企業金融円滑化法の期限切れを前に、件数、金額ともに前年同様の高いものとなり、依然として中小企業の資金繰りは厳しい状況が続いているものと思われる。

#### (4) 県内中小企業の設備投資状況

設備投資計画を法人企業景気予測調査（25年1－3月調査）でみると、24年度通期は、製造業では23.3%の減少見込。非製造業では29.7%の増加見込となっており、全産業では12.3%の減少見込となっている。

#### (5) 県内の雇用状況

「宮崎県内経済情勢報告」（宮崎財務事務所、平成25年4月報告）によると『有効求人倍率は、足踏み状態が続いている。新規求人数は、「卸売・小売業」を中心に前年を上回っている。』となっている。

## 2. 重点課題について

## (1) 保証部門

## ①利用企業者数の拡大

県内経済の活性化のため、関係機関と連携を強化し創業支援体制を充実させ、協会の利用促進に努める。また、農商工連携、異分野連携やリレーションシップバンキング強化策など、新たな政策への積極的対応に努める。

## ②適正保証の推進

企業訪問や金融機関融資担当者との情報交換を密にし、企業の実態把握に努め、適切な借換保証の対応や小口零細保証など企業に即した保証制度の提案を行うとともに、中小企業金融円滑化法の延長を踏まえ、企業の資金繰りに支障をきたさないよう引き続き経営改善に協力するなど、柔軟な対応に努める。

## ③金融機関・商工団体との連携強化

金融機関本部及び支店への訪問を密にし担当者との相互の連携強化を図るとともに、勉強会・研修会への講師派遣等により、お互いに目利き審査の能力を高め期中支援の強化に努める。

また、商工団体との地域情報交換や、金融相談会へ積極的に参加して保証制度の広報に努める。

## ④期中支援（経営支援・再生支援）体制の強化

今年度より経営支援部を新設し、協会内部体制の充実を図ることにより、今まで以上に中小企業者への経営支援、再生支援に積極的に取り組んでいく。

具体的には金融機関との更なる連携強化の観点から、金融機関担当者同士の企業訪問や情報交換を頻繁に行い企業の実態把握に努め、経営支援、再生支援を進めていく。

さらに中小企業支援ネットワークの活用により、各種専門家や相談員の有効利用を図る。また、中小企業診断士による経営診断・経営相談の充実を努め、大口利用先に対するモニタリング実施やMSS（中小企業診断システム）を活用した経営支援を継続的に行う。

なお、再生支援協議会とは引き続き連携を強化し、企業の再生支援に積極的に取り組む。

## 2. 重点課題について

## (1) 保証部門

## ①利用企業者数の拡大

低金利情勢の中で保証付き融資はコスト高となり競争力が低下し、利用企業数の減少が続いていることから、保証料負担が小さい県市町の小口制度を推進し、裾野の広い小口保証先の確保を目指した。この結果、総体の利用企業数は減少したが、新規取引企業数は前年と比べて増加した。

## ②適正保証の推進

決算書等の机上審査に留まらず、問題点に応じて積極的に企業や金融機関を訪問し、より企業の実態に即した審査判断が行えるよう努めた。特に、過剰債務状態にある企業に対しては安易な保証を行わず、債務一本化や条件変更による返済緩和等の指導を行うと共に、企業にも債務圧縮に向けた体質改善を求めた。なお、H24年度は金融円滑化法の最終年度となったが、協会・金融機関共に従来の支援姿勢に変更はなく、従来と同様、返済猶予措置等柔軟な対応を継続した。

## ③金融機関・商工団体との連携強化

金融機関の訪問は、業務部と経営支援部を合わせ201回行った。その中で、期中管理としての個別企業の情報交換や保証推進等の依頼を行った。金融機関との勉強会は業務部・経営支援部・管理部・総務部と連携の上、前年度の3回に対し合計11回行い、保証制度や協会取組姿勢の周知・依頼を行った。商工団体との連携では、商工団体主催のセミナー等に講師として11回、受講者として32回参加した。実績を蓄積することで、商工団体との連携が深まり、協会主催のセミナーの礎ともなった。

## ④期中支援（経営支援・再生支援）体制の強化

平成24年7月に「みやざき経営アシスト（宮崎県中小企業経営支援会議）」をスタートさせ、中小企業者の経営支援や再生支援を行った。取扱企業数は60企業に及び、活動回数は延べ101回であった。活動内容は、電話・面接での相談・アドバイスや、企業訪問や金融機関訪問の外、金融調整会議、ネットワーク強化事業を活用した専門家派遣等、多岐に亘っている。平成25年3月からは協会費用負担による専門家派遣も開始し、中小企業のフォロー体制を強化した。政策パッケージの公表以降、再生支援協議会の取扱件数も増加したが、「みやざき経営アシスト」との連携が深まり、「支援協からアシストへ」「アシストから支援協へ」との形も出来上がった。また、地域活性化や雇用拡大に貢献すべく創業者支援の活動も行った。具体的には、平成25年1月に、協会独自の「創業セミナー」を開催。60名強の受講生が集まり、地域活性化の一翼を担うことが出来たものであり、今後のセミナーのノウハウ作りもできた。

24年度計画	24年度計画の自己評価
<p>(2) 期中管理部門</p> <p>①初期延滞督促 1ヶ月、2ヶ月の早期延滞の段階で、金融機関担当者との協力により、延滞原因の確認、延滞解消の方法・手段の呈示を求めることにより、長期延滞への移行を防止し、事故回避に繋げる。</p> <p>②大口案件調査 大口保証先（保証債務残高80,000千円以上）の年2回の与信管理を行う。更に、直近CRDスコアリングが劣化した企業へは、金融機関と連携した企業訪問を実施することで企業実態の早期把握を行う。また中小企業診断士による経営診断や改善指導を行う。</p> <p>③金融機関との情報交換 金融機関との連携を密にし、事故報告状態の企業について情報交換を推進する。また、金融機関より提出される業況報告書によりセーフティネット保証利用者の現状把握を行うとともに、業況悪化先へは早期改善策の提案を行う。</p>	<p>(2) 期中管理部門</p> <p>①初期延滞督促 前年度に引き続き、金融機関経由での状況把握を行った。24年度の督促件数は479件（前年比131.2%）、6,465百万円（同180.3%）と増加した。督促の結果は、経済情勢を反映してか、構成比で①正常化は減少し、②条件変更見込み・③静観・④事故報告が前年構成比増となった。（24年度構成比：①15%、②22.1%、③48.2%、④14.7%/23年度構成比：①27.3%、②20.4%、③42.8%、④9.5%）尚、より深い状況把握を行う為に、期中からではあるが直近の決算書・申告書を徴求することとした。</p> <p>②大口案件調査 定期的な大口調査をH24.9～11月にかけて行い、大口先16先を含む74先を訪問して、現況把握や問題点共有に努めた。なお、H25.1～2月にかけて実施を予定していた、第二回目の大口調査については、国の検査と重なったことから実施しなかったが、検査官の指導内容等を反映させるべく平成25年3月中に大口保証先管理のあり方を見直し、リスク管理を中心に「保証先管理」として、管理方法も定期的管理から恒常的管理に変更して、H25年度から実施することとした。</p> <p>③金融機関との情報交換 事故報告状態の相談については、経営支援部・管理課・代位弁済課と協調して、金融機関との話し合いに臨み、再生可能な企業の場合は、スピーディな対応をとることができた。セーフティネット保証利用者に関する業況報告書については、審査時の補足資料として活用したが、報告書をもって積極的な対応には結びつかず、今後の課題として検討すべきとの認識を持っている。</p>

24年度計画	24年度計画の自己評価
<p>(3) 回収部門</p> <p>①新規代位弁済口に対する回収方策の早期着手 代位弁済前後に管理担当と代位弁済担当とが連携して情報を共有することで、顧客の状況に応じた有効な回収策を検討する。代位弁済履行後はその回収策に早期着手し、想定通りの回収が難しい場合や長期化が予想される場合には法的回収も考慮し、回収の最大化と迅速化を図る。</p> <p>②法的手続きの強化 平成23年度は、管理課・サービサー営業所共に積極的に法的手続きを行った結果、休眠債権の掘り起こしや早期回収につながるケースが数多く認められた。平成24年度も個別案件の精査により引き続き積極的な手続きを行い、効率的回収を目指すものとする。</p> <p>③サービサーの積極的な活用 平成23年度は、サービサー営業所が計画や前年実績を大幅に上回る回収を計上した。サービサーには実務経験が豊富なベテランが配置されており、平成24年度も無担保求償権のみならず一定の条件を満たした有担保求償権についても新規委託を行い、さらなる回収向上に努める。</p> <p>④求償権消滅保証の推進 平成23年度は、求償権消滅保証の候補先が新たな借入を希望しなかったり、金融機関の貸出により求償権の返済を行ったりしたため、実績がなかったが、業績回復基調にある求償権先の再生支援効果や回収増大効果に改めて着目し、推進を図るものとする。</p> <p>⑤一部弁済による保証人免除の有効活用 個別求償権の状況に応じ一部弁済による保証人免除を活用し、早期回収を図ると共に、支払能力以上の加重負担を有する保証人の負担軽減を行う。</p>	<p>(3) 回収部門</p> <p>①新規代位弁済口に対する回収方策の早期着手 代位弁済履行前の債務者等との面談には、回収担当者も同席しており、具体的な弁済案が提示される案件もある。また、毎月、代位弁済直後に代位弁済課とミーティングにて情報交換を行い、その上で回収見込を分類登録していることが、法的手続きの早期着手にも繋がっている。</p> <p>②法的手続きの強化 平成24年度の全体の法的手続き件数は、前年より35件減少した。これはサービサーによる手続きの減少が主要因であるが、新規代位弁済口の物的保全が増加したことに伴い、不動産競売手続きが増加しており、平成25年度の回収財源として期待している。</p> <p>③サービサーの積極的な活用 平成24年度のサービサーへの新規委託については、件数・金額とも前年より上回っており積極的に委託を行った。しかし、回収実績については141百万円、計画比117.8%と健闘したものの、前年比90.4%と管理課同様低迷した。</p> <p>④求償権消滅保証の推進 平成24年度は、求償権消滅保証の対象者を拡大し積極的に推進したが、候補先の資金需要が無い等により、実績は無かった。</p> <p>⑤一部弁済による保証人免除の有効活用 前年実績と同数の3先について応じた。</p>

24年度計画	24年度計画の自己評価
<p>(4) その他、間接部門</p> <p>①コンプライアンス態勢の充実強化  平成24年度コンプライアンス・プログラムに基づき、役職員に対する内部研修及び啓発活動を計画的に行う。  また、職員のコンプライアンス意識を高めるために、毎月コンプライアンス・チェックシートを実施する。</p> <p>②事務リスク発生の防止を図る内部研修会の実施  国や地方公共団体が中小企業の資金繰り対策として創設または改正する信用保証制度等について、協会内部の職員に対して周知・理解を目的とした研修会を実施し、関係先への広報や事務リスクを防止することに繋げる。  特に信用保証料や信用保険料に係る基本研修は、毎年度内部研修会を実施し、職員の習熟度を高めていくこととする。</p> <p>③個人情報保護の取り組み強化及び情報セキュリティの厳格化  協会内の個人情報保護態勢を厳格に施行し、個人情報保護の取扱い及び個人データの適正管理を行う。  また、規程に基づき定期的に個人データ取扱状況に係る点検・監査を実施し、チェック体制を強化する。システムやPCのセキュリティ管理については、日常的に監視を行い、情報漏洩やシステムトラブルが起きないように対策を講じておくこととする。</p> <p>④内部監査体制の充実  協会のガバナンス維持のために、内部規程や法令・規則・行動規範等の遵守状況及び業務処理状況について内部監査を実施していくこととする。</p> <p>⑤平成26年度予定の新電算システム導入への取り組み  平成26年度に予定している新電算システムについて、スムーズな導入ができるよう職員の配置を行うとともに、システムの整備を図る準備期間を確保する。</p>	<p>(4) その他、間接部門</p> <p>①コンプライアンス態勢の充実強化  コンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス委員会を4回開催。コンプライアンス担当者会議も2回実施し、計画に沿って活動した。職員の意識向上を高めるためのコンプライアンス・チェックシートも毎月実施しモニタリングの充実に努めた。内部研修による啓発活動については、年6回程度とする計画を、監査室長3回、常勤顧問2回、外部講師1回計6回の研修を行い積極的に活動した。</p> <p>②事務リスク発生の防止を図る内部研修会の実施  日本政策金融公庫による保険要件・保険収支の状況及び最近の保険動向についての研修会を2回実施し、保険上の問題や信用保険財政等の理解を深めた。管理部による保険事故等の諸問題及び総務部による保証料等にかかる研修を実施し、事務リスクの防止を含めて職員の業務知識の向上に努めた。</p> <p>③個人情報保護の取り組み強化及び情報セキュリティの厳格化  個人情報保護態勢については、各月提出される各部からの個人データ取扱状況の点検結果報告書のチェック及び年1回の内部監査を実施し、適正管理を行った。また、毎月報告されるPCのセキュリティ管理状況を点検し、個人情報保護及び情報セキュリティの厳格化に努めた。</p> <p>④内部監査体制の充実  内部監査規定に基いて、平成24年9月から11月にかけて、各部の内部監査を実施。監査時に問題となった各部署での指摘事項等については後日、整備を確認し監査終了とした。</p> <p>⑤平成26年度予定の新電算システム導入への取り組み  平成26年度に稼働予定の新電算システム「COMMNシステム」への移行については、スムーズな導入が図られるよう、保証協会システムセンターでの説明会に各部で出席。また、保証協会システムセンターとの情報交換会も実施し、稼働に向けての準備作業を行った。</p>

## 1. 平成24年度コンプライアンス・プログラムの実施状況

項 目	具 体 的 な 取 り 組 み	実 施 状 況
役員の具体的活動	新年度挨拶、幹部・課長会等での取り組み姿勢の表明、啓発 役員・部長との定例連絡会議を通じたコンプライアンス態勢の徹底	適宜実施 適宜実施
対外広報の充実	①平成24年度版ディスクロージャー誌への掲載 ②ホームページへの掲載	平成24年11月発刊・掲載 適宜実施
コンプライアンス統括部署の活動	①コンプライアンス委員会の開催 ②コンプライアンス担当者会議の開催 ③コンプライアンス・プログラムの実施状況の検証 ④コンプライアンス・チェックシートの実施	4回開催（四半期毎） 2回開催（上期、下期） 適宜実施 毎月実施
研修・啓発活動	①内部研修の実施 役職員に対する研修の実施 ・経営監査室長による研修 ・常勤顧問による研修 ・外部講師による研修 ②業務知識向上のための研修 ③コンプライアンス等に係る外部研修への参加	3回実施 2回実施 1回実施 4回実施 未実施

## 2. コンプライアンス違反行及び不祥事について

なし。

## 3. 苦情報告について

3件

- ①個人情報の取り扱いに関する事
- ②担保抹消の内入れ充当に関する事
- ③団体信用生命保険加入手続きに関する事

## ●外部評価委員会の意見

### 1. 業務環境について

平成22年以降の自然災害等の影響で景気低迷が長引いており、足踏み状態が続いているも、足下では、企業から景況感について明るい声も聞かれています。また、先行きについては、経済対策の効果などにより、景気回復へ向かうことが期待されていると思われま

### 2. 重点課題について

#### (1) 保証部門・期中管理部門

保証承諾が減少しているも、県内の中小企業者に対する融資量は若干増加しております。保証協会は補助的金融機関で金融機関が直接融資して頂ければよいという考えもあるようですが、協会として社会的責任を果たすには、一定の保証承諾を確保し、中小企業の金融の円滑化を図ることがもっと望ましいと思われま

企業訪問時には、チェックリストや訪問のマニュアルを作成することにより、職員の誰が行っても的確な企業訪問となるよう検討されることも必要と思われま

保証料負担が小さい地方自治体の小口制度を推進し、小口でも新規取引先の増加に繋がったことはよいことだと思われま

すし、今後も新規取引先の増加に努力を続けてほしいと思いま

す。また、昨年立ち上げた「みやざき経営アシスト」をと

おして、経営支援・再生支援には積極的に取り組まれていることは評価されま

#### (2) 回収部門

す。中小企業金融円滑化法が終了した現在も、破産、倒産は増加していないと感じておりますが、今後の動向が注視されると思われま

す。そのようなか、当協会の代位弁済は増加してきており、新聞でも全国で負債総額1千万円以上の倒産件数が22年ぶりに6千件を割り込む一方、条件変更後の倒産件数は2倍になるなどの記事も見られ、金融機関で整理的動きがあ

っているものと思われま

す。以上より、今後、代位弁済の増加が見込まれることにより、いままでの回収手段に加え、求償権消滅保証、一部弁済による保証人免除の再生絡みの回収も効果的に行って頂きたいと思いま

#### (3) その他間接部門

す。苦情報告は3件報告されましたが、危うく間違

う一歩手前の情報等の事象の把握も大事だと思われま

す。間違いの事前防止対策として、リスク手前の「ヒヤリ、ハット」という事象も集約し、今後の研修会等において共有化できればよいものと思われま

### 3. 総括

中小企業金融円滑化法が終了しても、中小企業の金融の円滑化が図れるよう努力をお願いします。

また、「みやざき経営アシスト」を中心に経営支援、再生支援にも今以上に注力し、更には創業支援にも努力をして頂きたいと思いま

す。今後、保証協会の立場はますます重要視されるようになるものと思われ、より積極的な対応をお願いするとともに、各関係機関との連携強化を行い、より一層、中小企業者に対する前向きな取り組みをお願い致しま